あとがき

本書の出発点には，2019年から宇都宮大学で開講してきた *International Humanitarian Law in Theory and Practice* という授業がある。この授業では，国際人道法を条約や判例の知識として確認するだけでなく，武力紛争の現場で，誰が，どの事実を，どの規範に照らして判断するのかを考えることを重視してきた。人道アクセス，攻撃対象の認定，拘禁，文民保護，武器，新技術，責任追及といった論点は，単なる規則の暗記では扱いきれない。学生たちは，具体的な事例を前にして，何が分かっていて，何が分かっていないのか，どの情報を確認すべきか，誰の立場からどのような判断が求められるのかを考えてきた。本書は，その授業での試みと蓄積を一つの土台としている。

本書に収めたコラムも，その延長線上にある。各コラムは，国際人道法が，研究，教育，実務，外交，支援，人材育成のなかでどのように扱われ，どのような人々によって支えられているのかを示す，本書にとって欠かせない部分である。三田真秀氏による**コラム 1**「人道外交（Humanitarian Diplomacy）の役割」は，国際人道法が外交や交渉の場でどのように生きるのかを考えるうえで重要である。三田氏は，赤十字国際委員会（ICRC）ジャカルタ地域代表部の人道問題顧問として，人道外交の実務に携わってこられた。人道外交は，理念を語るだけでは成り立たない。関係者の信頼を得て，対話を重ね，支援と保護の余地を少しずつ広げる仕事の粘り強さと誠実な姿勢が伝わってくる。阿部豪氏による**コラム 2**「自衛隊の国際任務に適用される関係法規――現場で実感したその必要性」は，国際人道法が実務のなかでどのような意味を持つのかを考えさせてくれる。法は，現場から離れた場所にある抽象的な規則ではない。任務に携わる者が，自らの行動をどのように位置づけ，どのような制約の下で判断するのかに関わる。本コラムは，その実感に支えられている。尾崎さくら氏による**コラム 3**「アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）」は，国際法を欧米中心の議論だけでなく，アジア・アフリカの視点から捉える必要性を教えてくれる。本書が重視してきたグローバル・サウスの視角とも関わる内容であり，国

際法ひいては国際人道法をめぐる議論が，どの地域の声によって形づくられてきたのかを考える手がかりとなる。福原玲於茄氏による**コラム 4**「人々の生活に伴走する――紛争後社会における開発，人道支援，平和構築」は，武力紛争の終了後にも，人々の生活がすぐに回復するわけではないことを伝えている。JICA で実務に携わってこられた福原氏の文章からは，人道支援，開発，平和構築が，現場では人々の生活を支える一続きの営みとして重なり合うことが分かる。花塚ひとみ氏による**コラム 5**「ジャン＝ピクテ・コンペティション――現場で問われる国際人道法」は，国際人道法を実践的に学ぶ経験の重要性を伝えている。ICRC 駐日代表部や ICC でのインターンを経て，ユトレヒト大学に進学された花塚氏の経験は，若い世代が法を自分の言葉で使い始める過程をよく示している。

外山聖子氏による**コラム 6**「国家機能の麻痺と『生きた力』としての国際人道法――2006年東ティモール危機の現場から」は，危機の現場で法がどのように意味を持つのかを伝えている。国家機能が十分に働かない状況であっても，人々を守るための言葉と基準は必要である。堀江由美子氏と松山晶氏による**コラム 7**「紛争下の教育を守る国際指針『学校保護宣言』――国際人道法の実践を強化する」は，教育が武力紛争のなかでいかに脆弱な位置に置かれるのかを考えさせる。学校の保護は，子どもたちの安全だけでなく，教育の継続と地域社会の回復にも関わる。堀江氏と松山氏のコラムは，その課題に実務から光を当てている。川﨑弥智都氏による**コラム 8**「国際人道法を仕事として用いる――紛争地の現場から」は，ICRC イエメン・ホデイダ地域事務所代表としての経験を通じて，国際人道法を専門として働くことの意義を示している。現場では，法的知識だけでなく，相手の話を聞く力，状況を見極める力，限られた条件のなかで判断を支える力が求められる。本コラムは，国際人道法を職業として用いることの重みと責任を真摯な思いとともに伝えてくれている。榊原彩加さん，鈴木望夢さん，吉田桜華さんによる**コラム 9**「国際刑事裁判所模擬裁判大会への挑戦」は，学生が国際刑事司法を学び，被告人，検察，被害者，裁判官などの立場から，事実と法を組み合わせて考える緊張と高揚を伝えている。

薦田淳平氏による**コラム 10**「国際刑事裁判所で働く」は，国際刑事裁判所の実務に携わってこられた経験から，国際機関で働くことの具体的な姿を伝え

ている。国際刑事裁判所は遠い制度ではなく，そこで働く人々の専門性，信念，責任感によって支えられていることが分かる。尾立素子氏による**コラム 11**「人道・開発支援分野における性的搾取・虐待からの保護の進捗と課題」は，支援する側の責任を問い直す重要な論点を扱っている。長らく人道・開発支援の実務に携わってこられた尾立氏の文章は，支援の名のもとで被害が生じることを防ぎ，被害者を保護し，組織の責任を明確にする必要性を正面から示している。野口元郎氏による**コラム 12**「国際刑事裁判における被害者参加と被害者賠償」は，国際刑事司法を加害者処罰だけで捉えてはならないことを示している。野口氏は，カンボジア特別法廷の国際裁判官を務め，ICC 被害者信託基金の理事長としても，国際刑事裁判における被害者参加と賠償の制度発展に深く関わってこられた。日本の国際刑事司法の議論と実務を長く牽引してこられた野口氏に，本書の締めくくりにあたるコラムをお寄せいただけたことは，大変ありがたいことである。被害者がどのように手続に関わり，賠償を求め，限界に直面するのかは，戦後責任を考えるうえで避けて通れない問題である。本コラムは，被害者参加と被害者賠償を考えるための貴重な導きである。

これらのコラムを書いてくださった方々は，それぞれの場で国際人道法，人道支援，国際刑事司法，平和構築，教育，外交，実務に携わってこられた。専門家として，実務家として，また学生や若い世代を支える立場として蓄積された経験と問題意識を，本書のために惜しみなく寄せてくださった。本文だけでは伝えきれない現場の感覚，制度の内側から見える課題，若い世代に向けた励ましが，各コラムには込められている。心より御礼申し上げたい。

今，学生のみなさんには，ぜひ国際人道法に関する模擬裁判，ロールプレイ，セミナー，国際交流の場に挑戦してほしい。英語で議論すること，条文や判例を短時間で使うこと，役割に入り込んで交渉すること，審査員から厳しい質問を受けることは，決して楽な経験ではない。準備には時間がかかり，自分の知識の足りなさに落ち込むこともあるだろう。私自身，ライデン大学在学時に，所属クラスのチームが ICC 模擬裁判大会で世界一になった一方で，学内選考にて正式メンバーには選ばれず，調査業務などの補助的な役割に甘んじたほろ苦い経験がある。

それでも，その経験には大きな意味があった。大会やロールプレイでは，国

際人道法を「知っているか」だけではなく，「使えるか」が問われる。何が分かっていて，何が分かっていないのか。どの事実を確認すべきか。誰の立場で，誰に向けて，どのような言葉で説明するのか。相手が納得しないとき，どの規範を根拠に再び対話を試みるのか。そこでは，国際人道法が，暗記された知識から，判断し，説明し，交渉するための力へと変わっていく。

だからこそ，国際人道法を学ぶ人たちには，準備がすべて整うのを待たず，まず挑戦してみてほしい。挑戦する過程で，自分に何が足りないのかが見えてくる。条文の読み方，判例の位置づけ，英語での説明，チームでの議論，異なる文化的背景を持つ相手との対話は，教室の外に出ることでさらに鍛えられる。何より大会は，勝敗だけを競う場ではない。世界のどこかで同じ問題に向き合う仲間と出会い，自分の関心を深め，将来の道を見つけるとても貴重な場でもある。本書が，そのような一歩を踏み出すきっかけになれば，著者としてこれ以上に嬉しいことはない。

本書の刊行にあたっては，法律文化社の皆様，特に八木達也様から多大なる支援を賜った。国際人道法は，現代の武力紛争を考えるうえで欠かせない分野である一方，出版企画として容易な領域ではない。それにもかかわらず，本書の意義を理解し，企画の段階から丁寧に支えてくださったことに深く感謝している。専門性が高く，読者層も決して広いとはいえない分野の書籍を世に出すには，著者だけでなく，出版社の理解と覚悟が必要である。法律文化社にそのご支援をいただけたことは，本当にありがたく，この分野の大きな一歩となる刊行にしたい，との思いで取り組んできた。

また，宇都宮大学令和８年度学術図書出版支援制度による助成を受けることができた。加えて，本書は，公益財団法人三菱財団第53回三菱財団人文科学研究助成「アフリカ諸国による国際刑事裁判規範の形成に関する研究」及びJSPS 科研費基盤研究(B)25K00607からご支援をいただいた研究プロジェクトの成果でもある。

最後に，これまで授業，ゼミ，研究会，模擬裁判，国際交流の場で共に学んできた学生たちに感謝したい。学生たちの問い，迷い，努力，挑戦がなければ，本書はこのような形にはならなかったし，本書の事例研究もここまで具体的で実践的なものにはならなかった。大会出場に向けては，学生たちと涙あり，笑

いありの濃い時間を過ごした。この経験を生涯忘れることはないだろう。ニュルンベルク模擬裁判大会や ICC 模擬裁判大会のオーラルラウンドには，日本の大学として初めて参加でき，コーチとして大変名誉な機会をいただいた。このような環境を提供していただいた宇都宮大学，応援してくださった先生方，関係職員の皆様にも心から感謝申し上げたい。

本書は，国際人道法を学ぶ学生や研究者とともに，軍事，人道支援，外交，国際機関などの現場で武力紛争と国際人道法に向き合う実務家，そしてこれからそうした仕事に関わろうとする人々も念頭に置いて執筆した。武力紛争のなかで何を守り，どの事実を確かめ，どのように判断し，誰に説明と責任を求めるのか。国際人道法を学ぶことは，こうした問いに法の言葉で向き合うことでもある。

国際人道法は，過去の武力紛争で生じた膨大な被害の上に築かれてきた。傷つき，拘禁され，住む場所を追われ，命を失った人々の経験を踏まえ，何を禁止し，誰を保護し，武力の行使をどこまで制限するのかが問い続けられてきた。現場で事実を確認し，法を適用し，対話や交渉を重ねて判断し，その記録を残すことも，その歴史の延長にある。本書で「戦時秩序」と呼んできたのは，こうした法が現場の判断や対話，その後の責任追及のなかで実際に用いられていく関係である。

現在，国際法も現実の政治のなかで大きく揺れている。米国による ICC 関係者への制裁は，国際司法の独立性と法の支配をめぐる問題を改めて浮かび上がらせた。国際人道法が長い時間をかけて積み重ねてきた保護と責任の仕組みを，現実の武力紛争のなかでどう生かしていくのか。その問いは，いまも私たちの前にある。本書が，武力紛争によって傷つく人々に目を向け，その現実に少しでも関わってみようと思うきっかけになればと思う。そして，現場で武力紛争と国際人道法に向き合う方々にも，考え，迷うときに手に取っていただける一冊となれば，著者としてこれ以上の喜びはない。

2026年 8 月

武力紛争の現実に目を向け，問い続けながら

藤井広重